

「第三次高知県ひとり親家庭等自立促進計画」(変更後)4年度事業実績及び5年度事業計画等

参考資料1

報告機関名(子ども家庭課)

管理番号	基本的な方向	具体的支援の方向	取組の内容	計画(P)		実行(D)(4年度末に更新してください)	評価(C)(4年度末に更新してください)	改善(A) / 計画(P)		実行(D)(R5.9月末)	評価(C)	担当課室又は関係機関
				R4年度実施計画	実施上の課題等			R5年度実施計画	実施上の課題等			
1	1 情報提供・相談体制の強化	① 情報提供の充実	ア 現行支援制度の周知 イ 相談窓口の周知	◆「ひとり親家庭等福祉のしおり」やホームページ等による制度や相談窓口の周知 ◆「しおり」を窓口へ設置 ◆相談者に「しおり」を配付、制度や相談窓口を説明 ◆町村と連携した制度等の周知 ◆町村職員に現行制度について説明	◆町村及び福祉保健所職員による制度の説明や対応力の向上	◆「ひとり親家庭等福祉のしおり」やホームページ等による制度や相談窓口の周知 ◆しおり・パンフレットを窓口へ設置 ◆相談者に「しおり」を配付、制度や相談窓口を説明 ◆問合せのあった町村職員に制度について説明【安芸福祉保健所】 ◆相談:1件(相談窓口の情報提供)	◆ホームページの情報更新については、古い情報にリンクしていることもあるため、定期的に確認する必要がある。 ◆相談者には「しおり」を配付し、問合せ以外の活用可能な制度の情報提供や相談窓口を紹介。	◆「ひとり親家庭等福祉のしおり」やホームページ等による制度や相談窓口の周知 ◆「しおり」を窓口へ設置 ◆相談者に「しおり」を配付、制度や相談窓口を説明 ◆町村と連携した制度等の周知 ◆関係機関との連携 ◆町村職員に制度等の周知 ◆管内町村へ広報紙掲載への依頼	◆町村及び福祉保健所職員による制度の説明や対応力の向上 ◆相談者から福祉保健所への直接の相談が少ない	◆「ひとり親家庭等福祉のしおり」やホームページ等による制度や相談窓口の周知 ◆「しおり」を窓口へ設置 ◆相談者に「しおり」を配付、制度や相談窓口を説明 ◆町村と連携した制度等の周知(担当課とのリンク切れの解消) ◆しおり・パンフレットを窓口へ設置 ◆相談者に制度や相談窓口を説明 ◆問合せのあった町村職員に制度について説明 ◆町村への広報での周知【安芸福祉保健所】 ◆相談:1件(相談窓口の情報提供)	◆相談者に問合せ以外にも活用可能な制度の情報提供や相談窓口を紹介した。 ◆啓発活動に関しては数値化しての評価が難しいが、新規の利用希望者のために引き続き啓発活動を継続していく必要がある。 ◆ホームページの情報更新については、古い情報にリンクしていることもあるため、定期的に確認する必要がある。 ◆内容に応じた制度改正等の通知を町村に分かりやすく周知する必要がある。	福祉保健所
2	談1 体制の強化・相	実① 情報提供の充実	ア 現行支援制度の周知 イ 相談窓口の周知	◆相談情報の積極的な発信 ◆療育福祉センターのホームページ等において障害児の医療(小児科、精神科、整形外科等)や福祉サービス、発達障害等の相談に関する情報提供	◆市町村や中央児童相談所、学校等の関係機関との連携	◆ホームページ等による周知を実施	◆相談情報の発信を行うことができた。	◆相談情報の積極的な発信 ◆療育福祉センターのホームページ等において障害児の医療(小児科、精神科、整形外科等)や福祉サービス、発達障害等の相談に関する情報提供	◆市町村や中央児童相談所、学校等の関係機関との連携	◆ホームページ等による周知を実施	◆相談情報の発信を行うことができた。	障害福祉課
3	1 情報提供・相談体制の強化	① 情報提供の充実	ア 現行支援制度の周知 イ 相談窓口の周知 ウ 「ひとり親家庭相談支援アプリ」の活用(R4.4月～)	◆「ひとり親家庭等福祉のしおり」の配付 ◆市町村等と連携し、離婚手続き時等の機会を活用してひとり親家庭に必要な情報を提供 ◆「ひとり親家庭等福祉のしおり」を県ホームページへ掲載 ◆給付金事業の広報用リーフレットの作成、配布 ◆ひとり親家庭支援センターのチラシの作成、配布 ◆ひとり親家庭支援センターについて市町村広報誌へ掲載 ◆センター等のPRのための手に取りやすいカードを活用した周知 ◆ひとり親家庭支援センターホームページやSNSを利用した情報提供 ◆ひとり親家庭支援センターや支援制度の認知度を向上させるため、市町村・関係機関への制度の説明・周知の実施 ◆ひとり親家庭相談支援アプリ(公式LINE)の広報及びアプリを利用した情報提供、配信を開始(R4.4月～)	◆ひとり親家庭への支援制度の認知度向上に向けた周知の強化	◆「ひとり親家庭等福祉のしおり」の配布(7月～) 配布部数:17,000部、配布先:34市町村等 ◆各市町村へ「ひとり親家庭等福祉のしおり」配布時、戸籍担当窓口への設置を依頼 ◆「ひとり親家庭等福祉のしおり」を県ホームページへ掲載 ◆ひとり親家庭支援センターについて市町村広報誌等へ掲載 ◆ひとり親家庭支援センター周知用チラシ、カードの配布(チラシ)配布部数1,040部、配布先:49か所(カード)配布部数990枚、配布先:48か所 ◆給付金事業の広報用リーフレットの作成、配布(7月) ・配布部数3,450部 ・配布先:23町村、養成機関、ハローワーク、女性相談支援センター、県福祉保健所 ◆ひとり親家庭支援センターホームページやSNSを利用した情報提供(通年) ◆ひとり親家庭支援センター公式LINEを利用した情報提供、配信(LINE登録者数1,843人) ◆センターへの相談件数1,713件(電話・来所等:1,308件、LINE:405件)うちオンライン相談:8件	◆公式LINEの運用開始等についてマスコミを通じた広報等により、ひとり親家庭支援センターの周知につながり、相談件数や公式LINE登録者数が増加	◆「ひとり親家庭等福祉のしおり」の配付 ◆市町村等と連携し、離婚手続き時等の機会を活用してひとり親家庭に必要な情報を提供 ◆「ひとり親家庭等福祉のしおり」を県ホームページへ掲載 ◆給付金事業リーフレットの作成、配布 ◆ひとり親家庭支援センターのチラシ作成、配布 ◆センターについて市町村広報誌へ掲載 ◆手に取りやすいカードを活用したセンターの周知 ◆センターホームページやSNSを利用した情報提供 ◆センターや支援制度の認知度向上のため、市町村・関係機関への制度の説明・周知の実施 ◆センター公式LINEによる情報提供、配信 ◆オーテピア高知図書館での図書連携展示によるPR(12月)	◆ひとり親家庭への支援制度の認知度向上に向けた周知の強化	◆「ひとり親家庭等福祉のしおり」の配布 配布部数:17,000部 配布先:34市町村等 ◆各市町村へ「ひとり親家庭等福祉のしおり」配布時、戸籍担当窓口への設置を依頼 ◆「ひとり親家庭等福祉のしおり」を県ホームページへ掲載 ◆ひとり親家庭支援センターについて市町村広報誌等へ掲載 ◆ひとり親家庭支援センター周知用チラシ、カードの配布(チラシ)配布部数1,050部、配布先:41か所(カード)配布部数900枚、配布先:41か所 ◆給付金事業リーフレットの作成、配布 ・配布部数3,450部 ・配布先:23町村、養成機関、ハローワーク、女性相談支援センター、県福祉保健所 ◆ひとり親家庭支援センターホームページやSNSを利用した情報提供 ◆ひとり親家庭支援センター公式LINEによる情報提供、配信(LINE登録者数2,088人) ◆センターへの相談件数838件(電話・来所等:589件、LINE:249件)うちオンライン相談:3件	◆令和4年4月にリニューアルした公式LINEの登録者は増加しており、相談件数の増加につながっている。	子ども家庭課

「第三次高知県ひとり親家庭等自立促進計画」(変更後)4年度事業実績及び5年度事業計画等

参考資料1

報告機関名(子ども家庭課)

管理番号	基本的な方向	具体的支援の方向	取組の内容	計画(P)		実行(D)(4年度末に更新してください)	評価(C)(4年度末に更新してください)	改善(A) / 計画(P)		実行(D)(R5.9月末)	評価(C)	担当課室又は関係機関
				R4年度実施計画	実施上の課題等			R5年度実施計画	実施上の課題等			
4	1 情報提供・相談体制の強化	① 情報提供の充実	ア 現行支援制度の周知	◆消費生活相談窓口の周知 情報紙等の配布 くらしネットKochi 98,000部(年4回発行) HPやSNSでの情報発信	◆情報を受け取る方が固定化しており、 これ以外の方にどのように情報を届けるか。	・くらしネットKochi発行(98,000部×年4回発行) ・SNS(Facebook118回、Instagram150回)配信	・わずらわしさはあるが、SNSのフォロー 数も増えている。県民に広く情報を 届けるため、今後とも効果ある広報手段 を検討していく。	・くらしネットKochi発行(98,000部×年4回発行) ・SNS(Facebook118回、Instagram150回)配信	・くらしネットKochiの発行部数(市町村か らの配布希望数)の減少 ・SNSフォロー数の伸び悩み(R5.9月 末:Facebook66人、Instagram115人)	・アウトプット(結果) インプット(投入)により、具体的に現れ た形 ・アウトカム(成果) アウトプット(結果)等を通じて生じるブ ラスの変化	市町村担当社会党を通じてくらし ネットKochiの有効活用を働きか けるとともに、他の情報提供や広 報機会の際にSNSの広報も図っ ていく。	県民生活課
			イ 相談窓口の周知	◆DV防止及び女性相談支援センター相 談窓口周知の啓発物を配布 DV啓発カード 43,500枚 啓発ポスターを路線バス40台、バス待 合所3か所に掲示 チラシ 7,000枚	◆若年層を含む幅広い層に情報を届ける ために、広報手段の多様化などの工 夫が必要 ◆関係機関の協力体制の構築	◆パネル展示によるDV・デートDVの啓発(県庁1階で 6/20~24) ◆各種広報媒体を活用した広報の実施 ・ラジオ対談(11/15) ◆民間支援団体と協働した広報・啓発活動 ・相談窓口周知カードの作成・配布(市町村・病院・ スーパー等)43,500枚 ◆公共交通機関等での啓発ポスターの掲示(路線バス 40台、バス待合所3ヶ所) ◆高知城パブルライトアップ(11/12,13)	◆「女性に対する暴力をなくす運動」期 間に集中的に広報を行うことで、県民へ のPR効果が一定得られたと考えられ る。 ◆若年層への効果的なSNSによる情報 発信の検討が必要	◆広報広聴課、人権啓発センター等、活用さ せてもらえる広報媒体を活用した広報の実施 ・広報紙(さんSUN高知、ソーレスコープ等) ・ラジオ対談、原稿読み上げ ◆公共交通機関を活用した広報活動の実施 ◆民間支援団体と協働した広報・啓発活動 ・広報・啓発素材の作成・配布 ・高知城パブルライトアップ	◆若年層を含む幅広い層に情報を届ける ために、広報手段の多様化などの工 夫が必要 ◆関係機関の協力体制の構築	上半期実績なし	—	人権・男女共 同参画課
			イ 相談窓口の周知	◆各種広報媒体による啓発活動 ラジオ番組による広報(RKCラジオ、 11/15) 高知城パブルライトアップ (11/12,13) のぼり旗設置(11/12~25) パネル展示による啓発	◆新型コロナウイルス感染症拡大によ るイベントやセミナーの中止を原因とし た広報機会の損失、企業訪問の減少	◆チラシの配布(随時) HPでの情報発信(随時) フェイスブックでの情報発信(随時) 求人誌への掲載(随時) ラジオでの広報(2回)	◆引き続き各種広報媒体を用いた周知 を実施	◆各種広報媒体(TVやラジオ)やホームペ ージ等を活用した情報発信 ◆各種イベント等へのブース出展、チラシ配 布 ◆企業及び関係機関向けの事業案内冊 子の配布 ◆SNSやインターネット広告を活用した HPへの効果的な誘導	◆引き続き各種広報媒体を用いた周知 を実施	◆各種広報媒体(TVやラジオ)やホームペ ージ等を活用した情報発信 ◆各種イベント等へのブース出展、チラシ配 布 ◆企業及び関係機関向けの事業案内冊 子の配布 ◆SNSやインターネット広告を活用したHPへ の効果的な誘導	◆郡部への広報機会の減少	◆チラシの配布(随時) HPでの情報発信(随時) フェイスブックでの情報発信(随時) 求人誌への掲載(随時) ラジオでの広報(2回)
5	1 情報提供・相談体制の強化	① 情報提供の充実	イ 相談窓口の周知	◆地域住民に地域での身近な相談相手 であることを知っていただくため、民生委 員・児童委員の活動についてHP等によ り広報を行う。	◆民生委員・児童委員への理解及び地 域での浸透	◆各種行事等において、民生委員・児童委員活動の啓 発を実施	◆各地域において、民生委員・児童委員 の活動に対する理解が深まった。	◆地域住民に地域での身近な相談相手であ ることを知っていただくため、民生委員・児童 委員の活動について広報を行う。	◆民生委員・児童委員への理解及び地 域での浸透	◆民生委員の日にあわせ、テレビ・ラジ オ広報を実施。 ◆県政出前講座にて、民生委員の活動 を県民へ紹介。 ◆見守り協定締結事業者を県民見連と ともに訪問し、民生委員からの情報提供 を実施。	◆様々な機会をとらえ、民生委 員・児童委員の活動に対する理 解促進を図ることができた。	地域福祉政 策課
			イ 相談窓口の周知	◆総合的な支援を行う機関として、高知 家の女性しごと応援室、ハローワーク、 こうち男女共同参画センター、女性相談 支援センター、市町村や県福祉保健所 などの関係機関と連携した相談支援を 実施し、必要に応じて適切な関係機関に つなぐ。 ◆養育費等の問題に対応できる弁護士 相談の枠を増加。(月4人→月8人) ◆ひとり親家庭相談支援アプリを活用し た情報提供、配信及びチャットによる相 談受付を開始。 ◆遠方の方も利用可能なオンライン相 談を拡充。	◆センターの専門性を活かした支援がで きるよう、関係機関との連携を含めた相 談支援体制の強化	◆センターへの相談件数 1,713件(電話・来所等:1,308件、LINE:405件) うちオンライン相談:8件 ◆法律相談 利用者数:105人(司法書士45人、弁護士60人) うち養育費に係る相談:53人 ◆専門家相談 心理カウンセラー:11人 キャリアコンサルタント:16人 社会福祉士:21人 ファイナンシャルプランナー:17人	◆新たな相談ツールとしてLINEチャット の利用がされるとともに、電話や来所に よる相談件数が増加 ◆弁護士相談の全枠(8枠)がほぼ埋ま る等、課題解決に向けて必要な方の利 用が進んでいる。	◆総合的な相談窓口として、一人一人の相 談に的確に対応するとともに、必要に応じ て、高知家の女性しごと応援室、ハローワ ーク、こうち男女共同参画センター、女性相談 支援センター、市町村、県福祉保健所など、 適切な関係機関につなぐ。 ◆養育費等の問題に対応できる無料法律相 談(弁護士・司法書士)の実施 ◆ひとり親家庭支援センター公式LINEによる 情報提供、配信及びチャット相談の実施 ◆遠方の方も利用しやすいオンライン相談の 実施	◆関係機関との連携の強化	◆センターへの相談件数 838件 (電話・来所等:589件、LINE:249件) うちオンライン相談:3件 ◆法律相談 利用者数:55人 (司法書士12人、弁護士43人) うち養育費に係る相談:36人 ◆専門家相談 心理カウンセラー:6人 キャリアコンサルタント:5人 社会福祉士:10人 ファイナンシャルプランナー:7人	◆LINEチャットによる相談は相談 者の様子が分からないため慎重 な対応が求められる。	子ども家庭 課
6	1 情報提供・相談体制の強化	② 相談機能の充実・強化	ア 相談体制の充実 ○ひとり親家庭支援 センターにおける 相談	◆事例に応じて町村や関係機関との情 報共有・連携促進 ・市町村担当者会(保健師等)で制度に ついて説明 ・制度利用の相談時には、町村、本課、 関係機関と十分な連携を図り対応する。 ・相談者が必要とする情報を確実に届け られるように、町村窓口と緊密に連携し ていく。 ◆所内での情報の共有化 ・所内職員への周知 ・生活保護担当との情報共有及び連携 ◆適切な対応ができるように職員の相 談対応能力の向上	◆事例に応じて町村や関係機関との情報共有・連携促進 ◆各支援制度の把握と活用 ・対象者への制度の周知 ・所内でのスムーズな情報の共有化 ・職員との相談対応能力の向上 ・担当者会への参加 ・職員間で適宜関係資料を回覧 【安芸福祉保健所】 ・母子父子寡婦福祉資金貸付相談1件 【中央西福祉保健所】 ・自立支援教育訓練給付金2件 ・高等職業訓練促進給付金1件 ・母子父子寡婦福祉資金貸付4件 【須崎福祉保健所】 ・高等職業訓練促進給付金1件 ・母子父子寡婦福祉資金貸付1件 【幡多福祉保健所】 ・自立支援教育訓練給付金相談1件	◆事例に応じて町村や関係機関との情報共有・連携促進 ・引き続き町村及び所内関係職員の制 度理解を深めると共に、連携強化が必 要。 ・相談時には市町村、関係機関との連携 を図り、制度の利用につなげることが できた。また、実際の制度利用を通じて 町村や福祉保健所職員が実務についての 理解を深めることができた。	◆事例に応じて市町村や関係機関との情報共有・連携促進 ・制度利用の相談時には、町村、本課、関係 機関と十分な連携を図り対応する。 ・相談者が必要とする情報を確実に届け られるように、町村窓口と連携してい く。 ◆所内での情報の共有化 ・所内職員への周知 ・生活保護担当との情報共有及び連携 ◆適切な対応ができるように職員の相談 対応能力の向上	◆事例に応じて町村や関係機関との情 報共有・連携促進 ・市町村や関係機関との情報共有・連携 ・所内での情報の共有化 ・所内職員への周知 ・職員との相談対応能力の向上 ・担当者会への参加 ・定期的な所内での会を実施、生活保護 担当との情報共有を定期的実施 【安芸福祉保健所】 ・母子父子寡婦福祉資金貸付相談1件 【中央東福祉保健所】 ・母子父子寡婦福祉資金貸付1件 【中央西福祉保健所】 ・自立支援教育訓練給付金1件 ・高等職業訓練促進給付金2件 ・母子父子寡婦福祉資金貸付相談1 件、変更申請1件 【幡多福祉保健所】 ・就学準備金相談1件	◆事例に応じて町村や関係機関との情 報共有・連携促進 ・市町村や関係機関との情報共有・連携 ・所内での情報の共有化 ・所内職員への周知 ・職員との相談対応能力の向上 ・担当者会への参加 ・定期的な所内での会を実施、生活保護 担当との情報共有を定期的実施 【安芸福祉保健所】 ・母子父子寡婦福祉資金貸付相談1件 【中央東福祉保健所】 ・母子父子寡婦福祉資金貸付1件 【中央西福祉保健所】 ・自立支援教育訓練給付金1件 ・高等職業訓練促進給付金2件 ・母子父子寡婦福祉資金貸付相談1 件、変更申請1件 【幡多福祉保健所】 ・就学準備金相談1件	◆相談件数は少ないが相談時に は市町村、関係機関と連携を 図り相談対応している。 ・引き続き町村及び所内関係職 員の制度理解を深めると共に、 連携強化が必要である。 ・相談者の状況を確認しながら、 必要な情報提供や申請等の支援 を実施し申請に結びついた。 ・町村が相談を受けた事例は県 福祉保健所につながっている	福祉保健所	
			イ 相談体制の充実 ○教育関係機関に おける相談	・SC:全公立学校への配置 アウトリーチ型SCの配置 11市 ・SSW:全市町村(学校組合)に配置 全県立学校に配置	◆SC、SSWの専門性の向上や各学 校の校内支援会でのSC・SSWの効果 的な活用、協議の質的向上を図る必要 がある。	・SC:全公立学校への配置 小:183校、中:94校、義:4校、 高:37校、特:15校 アウトリーチ型SCの配置 11市 ・SSW:全市町村(学校組合)に配置 35市町村(学校組合) 全県立学校に配置 (巡回型・派遣型) 中:4校、高:36校、特:13校	◆SCの相談件数、SSWの支援回数、 校内支援会の活用率等、SC・SSWの 活動状況の把握を通して、効果的な配 置に関する情報収集を行う必要がある。	・SC:全公立学校への配置 アウトリーチ型SCの配置 11市 ・SSW:全市町村(学校組合)に配置 全県立学校に配置	◆SC、SSWの専門性の向上やSC・S SWを効果的な活用する上で各学 校のコーディネーターの育成を図る必要 がある。	・SC:全公立学校への配置 小:182校、中:93校、義:4校、 高:34校、特:15校 アウトリーチ型SCの配置 11市 ・SSW:全市町村(学校組合)に配置 35市町村(学校組合) 全県立学校に配置 中:4校、高:36校、特:14校	◆SCの相談件数、SSWの支援 回数、校内支援会の活用率等、 SC・SSWの活動状況の把握を 通じて、効果的な配置に関する 情報収集を行う必要がある。	人権教育・児 童生徒課
7	1 情報提供・相談体制の強化	② 相談機能の充実・強化	ア 相談体制の充実 ○県福祉保健所 における相談	◆事例に応じて町村や関係機関との情 報共有・連携促進 ・市町村担当者会(保健師等)で制度に ついて説明 ・制度利用の相談時には、町村、本課、 関係機関と十分な連携を図り対応する。 ・相談者が必要とする情報を確実に届け られるように、町村窓口と緊密に連携し ていく。 ◆所内での情報の共有化 ・所内職員への周知 ・生活保護担当との情報共有及び連携 ◆適切な対応ができるように職員の相 談対応能力の向上	◆事例に応じて町村や関係機関との情報共有・連携促進 ◆各支援制度の把握と活用 ・対象者への制度の周知 ・所内でのスムーズな情報の共有化 ・職員との相談対応能力の向上 ・担当者会への参加 ・職員間で適宜関係資料を回覧 【安芸福祉保健所】 ・母子父子寡婦福祉資金貸付相談1件 【中央西福祉保健所】 ・自立支援教育訓練給付金2件 ・高等職業訓練促進給付金1件 ・母子父子寡婦福祉資金貸付4件 【須崎福祉保健所】 ・高等職業訓練促進給付金1件 ・母子父子寡婦福祉資金貸付1件 【幡多福祉保健所】 ・自立支援教育訓練給付金相談1件	◆事例に応じて町村や関係機関との情報共有・連携促進 ・引き続き町村及び所内関係職員の制 度理解を深めると共に、連携強化が必 要。 ・相談時には市町村、関係機関との連携 を図り、制度の利用につなげることが できた。また、実際の制度利用を通じて 町村や福祉保健所職員が実務についての 理解を深めることができた。	◆事例に応じて市町村や関係機関との情報共有・連携促進 ・制度利用の相談時には、町村、本課、関係 機関と十分な連携を図り対応する。 ・相談者が必要とする情報を確実に届け られるように、町村窓口と連携してい く。 ◆所内での情報の共有化 ・所内職員への周知 ・生活保護担当との情報共有及び連携 ◆適切な対応ができるように職員の相談 対応能力の向上	◆事例に応じて町村や関係機関との情 報共有・連携促進 ・市町村や関係機関との情報共有・連携 ・所内での情報の共有化 ・所内職員への周知 ・職員との相談対応能力の向上 ・担当者会への参加 ・定期的な所内での会を実施、生活保護 担当との情報共有を定期的実施 【安芸福祉保健所】 ・母子父子寡婦福祉資金貸付相談1件 【中央東福祉保健所】 ・母子父子寡婦福祉資金貸付1件 【中央西福祉保健所】 ・自立支援教育訓練給付金1件 ・高等職業訓練促進給付金2件 ・母子父子寡婦福祉資金貸付相談1 件、変更申請1件 【幡多福祉保健所】 ・就学準備金相談1件	◆事例に応じて町村や関係機関との情 報共有・連携促進 ・市町村や関係機関との情報共有・連携 ・所内での情報の共有化 ・所内職員への周知 ・職員との相談対応能力の向上 ・担当者会への参加 ・定期的な所内での会を実施、生活保護 担当との情報共有を定期的実施 【安芸福祉保健所】 ・母子父子寡婦福祉資金貸付相談1件 【中央東福祉保健所】 ・母子父子寡婦福祉資金貸付1件 【中央西福祉保健所】 ・自立支援教育訓練給付金1件 ・高等職業訓練促進給付金2件 ・母子父子寡婦福祉資金貸付相談1 件、変更申請1件 【幡多福祉保健所】 ・就学準備金相談1件	◆相談件数は少ないが相談時に は市町村、関係機関と連携を 図り相談対応している。 ・引き続き町村及び所内関係職 員の制度理解を深めると共に、 連携強化が必要である。 ・相談者の状況を確認しながら、 必要な情報提供や申請等の支援 を実施し申請に結びついた。 ・町村が相談を受けた事例は県 福祉保健所につながっている	福祉保健所	
			イ 相談体制の充実 ○教育関係機関に おける相談	・SC:全公立学校への配置 アウトリーチ型SCの配置 11市 ・SSW:全市町村(学校組合)に配置 全県立学校に配置	◆SC、SSWの専門性の向上や各学 校の校内支援会でのSC・SSWの効果 的な活用、協議の質的向上を図る必要 がある。	・SC:全公立学校への配置 小:183校、中:94校、義:4校、 高:37校、特:15校 アウトリーチ型SCの配置 11市 ・SSW:全市町村(学校組合)に配置 35市町村(学校組合) 全県立学校に配置 (巡回型・派遣型) 中:4校、高:36校、特:13校	◆SCの相談件数、SSWの支援回数、 校内支援会の活用率等、SC・SSWの 活動状況の把握を通して、効果的な配 置に関する情報収集を行う必要がある。	・SC:全公立学校への配置 アウトリーチ型SCの配置 11市 ・SSW:全市町村(学校組合)に配置 全県立学校に配置	◆SC、SSWの専門性の向上やSC・S SWを効果的な活用する上で各学 校のコーディネーターの育成を図る必要 がある。	・SC:全公立学校への配置 小:182校、中:93校、義:4校、 高:34校、特:15校 アウトリーチ型SCの配置 11市 ・SSW:全市町村(学校組合)に配置 35市町村(学校組合) 全県立学校に配置 中:4校、高:36校、特:14校	◆SCの相談件数、SSWの支援 回数、校内支援会の活用率等、 SC・SSWの活動状況の把握を 通じて、効果的な配置に関する 情報収集を行う必要がある。	人権教育・児 童生徒課
8	強 1 情報提供・相談体制の強化	② 相談機能の充実・強化	ア 相談体制の充実 ○教育関係機関に おける相談	・SC:全公立学校への配置 アウトリーチ型SCの配置 11市 ・SSW:全市町村(学校組合)に配置 全県立学校に配置	◆SC、SSWの専門性の向上や各学 校の校内支援会でのSC・SSWの効果 的な活用、協議の質的向上を図る必要 がある。	・SC:全公立学校への配置 小:183校、中:94校、義:4校、 高:37校、特:15校 アウトリーチ型SCの配置 11市 ・SSW:全市町村(学校組合)に配置 35市町村(学校組合) 全県立学校に配置 (巡回型・派遣型) 中:4校、高:36校、特:13校	◆SCの相談件数、SSWの支援回数、 校内支援会の活用率等、SC・SSWの 活動状況の把握を通して、効果的な配 置に関する情報収集を行う必要がある。	・SC:全公立学校への配置 アウトリーチ型SCの配置 11市 ・SSW:全市町村(学校組合)に配置 全県立学校に配置	◆SC、SSWの専門性の向上やSC・S SWを効果的な活用する上で各学 校のコーディネーターの育成を図る必要 がある。	・SC:全公立学校への配置 小:182校、中:93校、義:4校、 高:34校、特:15校 アウトリーチ型SCの配置 11市 ・SSW:全市町村(学校組合)に配置 35市町村(学校組合) 全県立学校に配置 中:4校、高:36校、特:14校	◆SCの相談件数、SSWの支援 回数、校内支援会の活用率等、 SC・SSWの活動状況の把握を 通じて、効果的な配置に関する 情報収集を行う必要がある。	人権教育・児 童生徒課

「第三次高知県ひとり親家庭等自立促進計画」(変更後)4年度事業実績及び5年度事業計画等

参考資料1

報告機関名(子ども家庭課)

管理番号	基本的な方向	具体的支援の方向	取組の内容	計画(P)		実行(D)(4年度末に更新してください)	評価(C)(4年度末に更新してください)	改善(A) / 計画(P)		実行(D)(R5.9月末)	評価(C)	担当課室又は関係機関
				R4年度実施計画	実施上の課題等			R5年度実施計画	実施上の課題等			
9	1 情報提供・相談体制の強化	2 相談機能の充実・強化	ア 相談体制の充実 ○ 市町村社会福祉協議会等における相談	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆生活困窮者自立相談支援事業委託</li> <li>◆町村社協へのヒアリング 自立相談支援事業を委託する16町村社協を訪問し、事業実施上の課題等を把握するとともに今後の事業への助言指導につなげる。</li> <li>◆市へのヒアリング 事業実施上の課題等を把握及び情報共有を実施する。</li> <li>◆生活困窮者自立支援事業従事者研修会開催</li> <li>◆生活困窮者自立相談支援機関協議会ブロック会開催</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆新型コロナウイルス感染症、物価高騰などの影響を受けた方への支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆生活困窮者自立相談支援事業委託 生活困窮者への相談支援を実施(16町村社協) 令和3年度に引き続き、国の交付金を活用し、5町村に支援員等を加配し体制強化を行った。</li> <li>◆市町村社協等へのヒアリング 26市町村の自立相談支援機関に対し書面により調査を実施し、集計結果について共有した。</li> <li>◆生活困窮者自立支援事業従事者研修会 ・第1回実務者研修 令和4年7月21日 参加者51人 ・第2回実務者研修 令和4年10月7日 参加者35人 ・初任者研修(後期人材養成研修) 令和4年12月16日 参加者23人</li> <li>◆生活困窮者自立相談支援機関協議会ブロック会 ・中央西ブロック、須崎ブロックで実施 ・幡多ブロックは書面により開催</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・従事者研修については、研修企画チームを編成し、定期的に研修企画検討会を開催し、現場の支援員のニーズを反映した内容の研修を実施することができている。</li> <li>・令和5年1月から生活福祉資金特例貸付の償還が開始されることから、償還が困難な方からの相談の増加や、償還が免除となった住民税非課税世帯等の低所得世帯に対する支援が必要。</li> <li>・支援ニーズの増加や困難事例に対応するための体制強化が必要。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆生活困窮者自立相談支援事業委託 16町村に自立相談支援機関を設置するとともに、国の交付金を活用し、支援員の加配等を行い体制強化を行う。</li> <li>◆各市町村社協等へのヒアリング(書面) 自立相談支援事業を県が委託している16町村及び各市の自立相談支援機関に対し書面による状況調査を実施し、事業実施上の課題等を把握したうえで今後の事業の助言指導につなげるとともに、他の自立相談支援機関の取組状況等の共有を行う。</li> <li>◆生活困窮者自立支援体制強化事業(R5～)により、新たに支援員を県内3ブロックに配置し、コロナ禍の影響を受けた生活困窮者に対する支援や生活保護制度、福祉サービス等の関連機関との連携・つなぎを強化する。</li> <li>◆生活困窮者自立支援事業従事者研修会開催</li> <li>◆生活困窮者自立相談支援機関協議会(全体会・ブロック会)開催</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆新型コロナウイルス感染症、物価高騰などの影響を受けた方への支援</li> <li>◆生活福祉資金特例貸付を利用した方への支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆生活困窮者自立相談支援事業委託 生活困窮者への相談支援を実施(16町村社協) 令和4年度に引き続き、国の交付金を活用し、6町村に支援員等を加配し体制強化を行った。</li> <li>◆各市町村社協等へのヒアリング(書面) 26市町村の自立相談支援機関に対し書面により調査を実施し、集計結果について共有した。</li> <li>◆新たに配置した支援員により自立相談支援機関の後方支援を行うことにより、支援体制の強化を行った。</li> <li>◆生活困窮者自立支援事業従事者研修会 ・第1回実務者研修 令和5年7月7日 参加者56人 ・第2回実務者研修(オンライン) 令和5年9月14日 参加者51人 ・初任者研修(後期人材養成研修) 令和5年12月11日 参加者●人 ・困難事例検討研修(R5～) 令和6年2月1日、2日</li> <li>◆生活困窮者自立相談支援機関協議会(全体会・ブロック会) 全体会:令和5年7月7日(従事者研修と同時開催) ブロック会:年度中に各ブロックで開催予定(集合又は書面等)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・R5については、自立相談支援機関の体制強化や新たな支援員3名の加配により体制の強化を図ることができたが、R6には財源となる国の交付金の廃止が検討されており、今後の体制強化の取組の再検討が必要。</li> <li>・書面でのヒアリング調査や研修後のアンケートを基に、現場のニーズを反映した研修内容となるよう研修企画チームで検討を行い、研修内容の充実を図ることができた。</li> <li>・生活福祉資金特例貸付の償還が免除となった世帯や償還が困難な世帯等の支援が必要な世帯に対しては、県社協及び各市町村社協、自立相談支援機関が連携し継続した支援が必要。</li> </ul>	地域福祉政策課
10	1 情報提供・相談体制の強化	2 相談機能の充実・強化	ア 相談体制の充実 ○ その他の関係機関における相談	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆専門的な人材の育成と専門性の向上のため、更生医療や補装具に関する市町村職員研修会を開催する。</li> <li>◆身体障害者更生相談所において、補装具、更生医療に関する相談に対応する。</li> <li>◆発達障害者支援センターにおいて、発達障害児・者とその家族や支援者からの相談に対し、助言や情報の提供、専門的なアセスメントに基づいた個々の特性に応じた支援を行うとともに、ホームページによる情報発信の充実を図る。</li> <li>◆発達に心配のある親とその家族からの診療相談に応じ、予約を受けると共に早期支援につなげる。また、診療後に社会資源の情報提供を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆身体障害者更生相談所業務に関わる市町村職員の専門性の向上に向け、日々の業務の中で困りごとなどに気を配り、適切な助言等を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆市町村からの更生医療電話相談件数 122件</li> <li>◆発達障害者支援センターでの相談件数 電話相談:394件 来所相談:259件 訪問:35件 その他:2件</li> <li>◆ホームページアクセス数:4,844PV</li> <li>◆地域連携室での相談件数 診療相談件数:3,642件 情報提供 手当関係:255件 事業所開:342件 手帳関係:145件</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆障害のある方や保護者からの相談等に対して適切に対応を行うことができた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆専門的な人材の育成と専門性の向上のため、更生医療や補装具に関する市町村職員研修会を開催する。</li> <li>◆身体障害者更生相談所において、補装具、更生医療に関する相談に対応する。</li> <li>◆発達障害者支援センターにおいて、発達障害児・者とその家族や支援者からの相談に対し、助言や情報の提供、専門的なアセスメントに基づいた個々の特性に応じた支援を行うとともに、ホームページによる情報発信の充実を図る。</li> <li>◆発達に心配のある親とその家族からの診療相談に応じ、予約を受けると共に早期支援につなげる。また、診療後に社会資源の情報提供を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆身体障害者更生相談所業務に関わる市町村職員の専門性の向上に向け、日々の業務の中で困りごとなどに気を配り、適切な助言等を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆市町村からの更生医療電話相談件数 67件</li> <li>◆発達障害者支援センターでの相談件数 電話相談:162件 来所相談:119件 訪問:52件 その他:2件</li> <li>◆ホームページアクセス数:2,552PV</li> <li>◆地域連携室での相談件数 診療相談件数:1,825件 情報提供 手当関係:178件 事業所開:206件 手帳関係:124件</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆障害のある方や保護者からの相談等に対して適切に対応を行うことができている。</li> </ul>	障害福祉課
11	1 情報提供・相談体制の強化	2 相談機能の充実・強化	ア 相談体制の充実 ○ その他の関係機関における相談	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆消費生活センターで受付けた相談内容に応じ、高知家の女性しごと応援室やひとり親家庭等就業・自立支援センター等の適切な関係機関に繋ぐ。</li> <li>◆各窓口の業務内容や役割をお互いに把握し、必要に応じて連携できるよう連絡先を共有しておく。</li> <li>◆女性相談支援センター、こうち男女共同参画センター「ソーレ」の各相談窓口で受け付けた内容に応じ、高知家の女性しごと応援室やひとり親家庭支援センター等の関係機関に適切につなぐ。</li> <li>◆各窓口の業務内容や役割をお互いに把握し、必要に応じて連携できるよう連絡先を共有しておく。</li> <li>◆DV被害者等に対する、ハローワークや女性しごと応援室等の情報提供や女性相談支援センター職員(生活サポーター)による同行支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆適切な関係機関に繋ぐよう相談員の賞賛向上と情報共有に継続して取り組む必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆高知家の女性しごと応援室やひとり親家庭等就業・自立支援センター等への情報提供(随時)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き関係機関で情報共有を図っていく。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆高知家の女性しごと応援室やひとり親家庭等就業・自立支援センター等への情報提供(随時)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆高知家の女性しごと応援室やひとり親家庭等就業・自立支援センター等への情報提供(随時)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆引き続き関係機関で情報共有を図っていく。</li> </ul>	県民生活課	
12	1 体制の強化・相談	2 相談機能の充実	イ ひとり親家庭を支援する関係者の資質向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆母子・父子自立支援員やひとり親家庭支援センターの相談員等の研修会への参加</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆市町村、県福祉保健所などの関係機関との情報共有、連携</li> <li>◆市町村、県福祉保健所担当者の各種制度の理解促進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ひとり親家庭福祉事務担当者会の実施(10/27web開催、61名参加)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆担当者会をwebでの開催としたことで、同一町村等で複数人の参加がしやすくなった。</li> <li>◆開催時期について、市町村から年度早期の開催について希望があり考慮が必要</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆母子・父子自立支援員やひとり親家庭支援センターの相談員等の研修会への参加</li> <li>◆市町村、県福祉保健所担当者の各種制度の理解促進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆市町村、県福祉保健所などの関係機関との情報共有、連携</li> <li>◆市町村、県福祉保健所担当者の各種制度の理解促進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ひとり親家庭福祉事務担当者会の実施(7/26web開催、66名参加)</li> <li>◆担当者会をwebで開催したことで、参加がしやすくなった。</li> <li>◆今年度は昨年度より早期に実施できたが、4～5月の開催が望ましい。</li> </ul>	子ども家庭課	

「第三次高知県ひとり親家庭等自立促進計画」(変更後)4年度事業実績及び5年度事業計画等

参考資料1

報告機関名(子ども家庭課)

管理番号	基本的な方向	具体的な方向	取組の内容	計画(P)		実行(D)(4年度末に更新してください)		評価(C)(4年度末に更新してください)		改善(A) / 計画(P)		実行(D)(R5.9月末)		評価(C)	
				R4年度実施計画	実施上の課題等	R4年度実施計画	実施上の課題等	実施後の分析、検証	実施後の分析、検証	R5年度実施計画	実施上の課題等	R5年度実施計画	実施上の課題等	実施後の分析、検証	実施後の分析、検証
13	2 就業支援の強化	① 就業のための支援	ア ひとり親家庭支援センターによる就業支援 ○ 就業情報の提供、就業のあっせん	◆ハローワーク、高知家の女性しごと応援室等と連携して、相談者のニーズに応じた支援を行う。 ◆ひとり親家庭相談支援アプリを活用した就業に関する支援機関や支援制度等の情報提供	◆センターの広報の充実 ◆ひとり親家庭のニーズに合った企業開拓	◆就業相談、就業情報の収集・提供 ◆他の就業支援機関と連携した就業支援 ◆新規求職者数:35人 ◆うち就職者数:18人 ◆女性しごと応援室への就業支援依頼件数:18人	◆引き続き、女性しごと応援室への就業支援の依頼等を行っていく。 ◆就職が決まらない要因や家庭の状況等を確認しながら、ニーズに応じた求人情報の提供やセミナー等の案内などを行うとともに専門的な支援が必要な方は他の就業支援機関と連携した支援が必要。	◆ハローワーク、高知家の女性しごと応援室等と連携して、相談者のニーズに応じた支援を実施 ◆ひとり親家庭支援センター公式LINEによる就業支援機関や支援制度等の情報提供	◆センターの認知度の向上 ◆ひとり親家庭のニーズに合った企業開拓	◆就業相談、就業情報の収集・提供 ◆他の就業支援機関と連携した就業支援 ◆新規求職者数:27人 ◆うち就職者数:9人 ◆女性しごと応援室への就業支援依頼件数:13人	◆女性しごと応援室への就業支援依頼の継続	子ども家庭課			
14	2 就業支援の強化	① 就業のための支援	イ 高知家の女性しごと応援室による就業支援	◆より安定的にきめ細かな支援を提供 ◆東部・西部・中部への出張相談の実施 ◆子育て支援センター等の訪問や、子育て女性再就職支援イベントの開催等による潜在的な女性労働力の掘り起こし ◆就職者へのアフターフォロー&キャリア形成支援の実施 ◆公認心理師(臨床心理士)による心理的サポート	◆新型コロナウイルス感染症拡大による、イベントやセミナーの中止を原因とした広報機会の損失、企業訪問の減少	◆新規相談者数 417人(累計3,501人) 相談件数 2,093件(累計12,856件) 就職者数 133人(累計1,159人) ◆出張相談回数:25回 ◆子育て支援センター等の訪問:104回 ◆就職者へのアフターフォロー等の実施:49回	◆今後は、応援室の知名度向上と新規相談者数増に向けたYouTube広告を実施	◆より安定的にきめ細かな支援を提供 ◆女性再就職支援イベントの実施により、潜在的な女性労働者の掘り起こし ◆労働局と連携し、ハローワークジョブセンターほんまち内で出張相談の実施 ◆就職者へのアフターフォロー&キャリア形成支援の実施 ◆公認心理師(臨床心理士)による心理的サポート	◆相談件数は増加しているが、就職までの支援に時間を要するケースがあり、就職実績は前年同期比で横ばいとなっている。	◆就職者数 71人(累計1,230人) 新規相談者数 238人(累計3,739人) 相談件数 1,127件(累計13,983件) ◆出張相談回数:13回 ◆就職者へのアフターフォロー等の実施:34回	◆開室日を増やし、よりきめ細かな支援を行った。 ◆新たにハローワークジョブセンターほんまちでの出張相談窓口を開設し、ハローワークと連携したセミナー開催等により、求職者の掘り起こしにつなげた。	人権・男女共同参画課			
15	2 就業支援の強化	① 就業のための支援	ウ 生活困窮者自立支援制度による就業支援	◆町村社協へのヒアリング 就業支援の積極的な活用を図るため課題等を把握し、今後の事業への助言指導につなげる。 ◆認定就労訓練事業所の積極的な活用と開拓 ◆就労準備支援事業やハローワーク等と連携した就業支援の実施	◆認定就労訓練事業の活用が進んでいない。	◆市町村社協等へのヒアリング 26市町村の自立相談支援機関に対し書面により調査を実施し、集計結果について共有した。 ◆認定就労訓練事業所の開拓 (R3年度末:11箇所→R5年3月末:15箇所) ※県認定分 ◆就労準備支援事業実施状況(R5年3月末) ・支援対象者数 10名 ・プラン策定件数 2件 ・支援回数 423件(うちプラン対象 290件 非プラン対象 133件) ・他機関との協議等 59件 ・社会資源の開発等 8件	◆認定就労訓練事業所は増えてきているものの、訓練事業の活用ができていない。	◆認定就労訓練事業所の積極的な活用と開拓 ・自立相談支援機関に対し、認定就労訓練事業所の積極的な活用を働きかけるとともに、引き続き就労訓練事業所の新規開拓を行う。 ・就労訓練事業所支援事業費補助金により、各市における訓練事業実施についてのインセンティブの向上を図る。 ◆就労準備支援事業やハローワーク等と連携した就業支援の実施	◆認定就労訓練事業の積極的な活用	◆就労訓練事業所支援事業費補助金の交付決定 (宿毛市・四万十市) ◆認定就労訓練事業の実施 四万十市 2件 ◆認定就労訓練事業所の開拓 (R4年度末:15箇所→R5年9月末:16箇所) ※県認定分 ◆就労準備支援事業実施状況(R5年9月末) ・支援回数 292件 (うちプラン対象 228件、非プラン対象 64件) ・他機関との協議等 82件 ・社会資源の開発等 82件	◆就労訓練事業所支援事業費補助金の活用が低調 (※R6年度に向けて要望額調査を実施) ◆就労訓練事業所の認定が少ない。 (R5:認定2件、廃止1件) ◆就労訓練事業所の活用が低調	地域福祉政策課			
16	化 2 就業支援の強化	支① 就業のための支援	エ 自立支援プログラム策定による支援	◆面談を通して個々のケースに応じたプログラム策定を行い、就業に向けた自立支援を行う。 ◆来所が困難な遠方の方などが利用しやすいよう、希望に応じてオンラインでの面談を行う。	◆プログラム策定後の継続的な支援	◆支援要請者 26人 ◆就職者数 13人	◆全件が住宅支援資金貸付のためのプログラム策定となっている。	◆面談を通して個々のケースに応じたプログラム策定を行い、就業に向けた自立支援を実施 ◆来所が困難な遠方の方などが利用しやすいよう、希望に応じてオンラインでの面談を実施	◆プログラム策定後の継続的な支援	◆支援要請者 8人 ◆就職者数 3人	◆今後もプログラム策定後の継続的な支援が必要	子ども家庭課			
17	2 就業支援の強化	② 資格や技能の取得への支援	ア 資金面での支援 ○ 自立支援教育訓練給付金事業 ○ 高等職業訓練促進給付金等事業 ○ 高等職業訓練促進給付金等事業 ○ 高等職業訓練促進給付金等事業 ○ 高等学校卒業程度認定試験合格支援事業 ○ 母子父子寡婦福祉資金貸付制度(技能習得資金・生活資金)	◆自立支援教育訓練給付金事業の実施 ◆高等職業訓練促進給付金事業の実施 ◆高等職業訓練促進給付金等事業 ◆高等学校卒業程度認定試験合格支援事業 ◆母子父子寡婦福祉資金貸付制度 ◆広報用リーフレットの配布	◆高等学校卒業程度認定試験合格支援事業については、利用実績がないため、周知の強化が必要	◆自立支援教育訓練給付金事業 ・利用件数8件(市分7、町村分1) ◆高等職業訓練促進給付金事業 ・利用件数55件(市分52、町村分3) ◆高等職業訓練促進給付金等事業 ・貸付件数:35件 (入学準備金8、就職準備金6、住宅支援資金21) ◆高等学校卒業程度認定試験合格支援事業 ・利用件数1件(市分1、町村分0) ◆母子父子寡婦福祉資金貸付制度(技能習得資金・生活資金) ・貸付人数:6件(高知市を除く) ◆給付金事業リーフレットの配布(7月) 配布部数 3,450部 配布先:23町村、養成機関、ハローワーク、女性相談支援センター、県福祉保健所	◆自立支援教育訓練給付金や高等職業訓練促進給付金事業の利用者増に向け、周知の強化が必要	◆自立支援教育訓練給付金事業、高等職業訓練促進給付金事業の実施 ◆高等職業訓練促進給付金等事業の実施 ◆高等学校卒業程度認定試験合格支援事業の実施 ◆母子父子寡婦福祉資金貸付制度の実施 ◆広報用リーフレットの配布	◆高等学校卒業程度認定試験合格支援事業については、利用実績がないため、周知の強化が必要	◆自立支援教育訓練給付金事業 ・利用件数:5件(町村分1、市分4) ◆高等職業訓練促進給付金事業 ・利用件数:41件(町村分3、市分38) ◆高等職業訓練促進給付金等事業 ・貸付件数:23件 (入学準備金4、就職準備金10、住宅支援資金9) ◆高等学校卒業程度認定試験合格支援事業 ・利用件数:0件(町村分0、市分0) ◆母子父子寡婦福祉資金貸付制度(技能習得資金・生活資金) ・貸付人数:2人(高知市を除く。) ◆給付金事業リーフレットの配布 配布部数 3,450部 配布先:23町村、養成機関、ハローワーク、女性相談支援センター、県福祉保健所	◆自立支援教育訓練給付金事業、高等職業訓練促進給付金事業、高等学校卒業程度認定試験合格支援事業について、利用促進に向けての効果的な周知について検討が必要	子ども家庭課			
18	2 就業支援の強化	② 資格や技能の取得	イ 技能を取得するための講座や職業訓練 ○ ひとり親家庭支援センターによる支援	◆ひとり親家庭支援センターによる就業支援講座 ・パソコン講座 2回(エクセル)	◆受講者のニーズに沿った講座内容等の選定	◆ひとり親家庭支援センターによる就業支援講座 ・パソコン講座2回(エクセル):受講者6人	◆受講者のニーズに沿った講座内容等の選定	◆ひとり親家庭支援センターによる就業支援講座 ・ITリテラシー講座	◆受講者のニーズに沿った講座内容等の選定	◆ひとり親家庭支援センターによる就業支援講座 実施なし (パソコン講座、ITリテラシー講座を10月以降に実施予定)	◆受講者のニーズに沿った講座内容等の選定	子ども家庭課			
19	2 就業支援の強化	② 資格や技能の取得への支援	イ 技能を取得するための講座や職業訓練 ○ 公共職業訓練	委託訓練の実施計画 年間 65コース、定員750名 【短期訓練】 ・IT基礎系 31コース ・経理・宅建 3コース ・介護系 7コース ・医療系 5コース 【長期高度人材育成コース】 ・19コース (うち介護系2コース)	雇用情勢が改善すると訓練希望者が少なくなる傾向にあるため、求職者のニーズに合った多様なコース設定や訓練の広報等について、国や関係機関と連携し、一体的に取り組む。	委託訓練の実施状況 【短期訓練】 ・IT基礎系 27コース、入校者345名 ・経理・宅建 3コース、入校者33名 ・介護系 1コース、入校者7名 ・医療系 5コース、入校者43名 【長期高度人材育成コース】 ・13コース、入校者39名 (うち介護系2コース、入校者7名)	短期訓練、長期高度人材育成コースともに一定の定員充足率となっている。介護系はやむを得ず訓練を実施できない期間が発生したため、実施コースが少ない結果となった。	委託訓練の実施計画 年間 60コース、定員740名 【短期訓練】 ・IT基礎系 30コース ・デジタル系 2コース ・経理・宅建 4コース ・介護系 4コース ・医療系 5コース 【長期高度人材育成コース】 ・15コース (うち介護系2コース)	雇用情勢が改善すると訓練希望者が少なくなる傾向にあるため、求職者のニーズに合った多様なコース設定や訓練の広報等について、国や関係機関と連携し、一体的に取り組む。	OR5年度実施状況(R5.8月末時点) ・IT基礎系 13コース、入校者154名 ・経理・宅建 2コース、入校者29名 ・介護系 1コース、入校者6名 ・医療系 2コース、入校者19名 【長期高度人材育成コース】 14コース、入校者34名 (うち介護系2コース、入校者2名)	短期訓練、長期高度人材育成コースともに一定の定員充足率となっている。	雇用労働政策課			

「第三次高知県ひとり親家庭等自立促進計画」(変更後)4年度事業実績及び5年度事業計画等

参考資料1

報告機関名(子ども家庭課)

管理番号	基本的な方向	具体的支援の方向	取組の内容	計画(P)		実行(D)(4年度末に更新してください)		評価(C)(4年度末に更新してください)		改善(A) / 計画(P)		実行(D)(R5.9月末)		評価(C)		担当課室又は関係機関
				R4年度実施計画	実施上の課題等	・アウトプット(結果) インプット(投入)により、具体的に現れた形 ・アウトカム(成果) アウトプット(結果)等を通じて生じるプラスの変化	実施後の分析、検証	R5年度実施計画	実施上の課題等	・アウトプット(結果) インプット(投入)により、具体的に現れた形 ・アウトカム(成果) アウトプット(結果)等を通じて生じるプラスの変化	実施後の分析、検証					
20	2	就業支援の強化	③ 事業主への啓発の推進	◆ひとり親家庭支援センターによる求人企業開拓や、就業支援機関との連携による関係情報の収集を行う。	◆ひとり親を一定の条件で雇用した場合に支給される助成金制度等の周知を図り、受け入れ企業の拡大	◆訪問等による企業開拓:1件	◆効果的な取組について検討が必要	◆ひとり親家庭支援センターによる求人企業開拓や、就業支援機関との連携による関係情報の収集	◆ひとり親を一定の条件で雇用した場合に支給される助成金制度等のPRの強化	◆効果的な取組について検討が必要	子ども家庭課					
21	3	経済的支援の充実	① 経済的支援の充実	ア 経済的支援制度による支援 ○ 児童扶養手当の適正な支給 ○ 母子父子寡婦福祉資金貸付制度による適正な貸付 ○ ひとり親家庭医療費の助成	◆児童扶養手当の支給 ◆低所得の子育て世帯生活支援特別給付金の支給 ◆母子父子寡婦福祉資金貸付 ・R4.4月から2資金(事業開始資金、事業継続資金)の貸付限度額の引き上げ ◆ひとり親家庭医療費助成事業	◆市町村と連携した制度の周知	◆児童扶養手当の支給 ◆低所得の子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)の支給 ・959件 ◆母子父子寡婦福祉資金貸付制度 ・貸付件数:44件(新規33、継続11)※高知市を除く。 ◆ひとり親家庭医療費助成事業の実施	◆母子父子寡婦福祉資金貸付の件数(高知市を除く。)が増加(R3:41件→R4:44件)	◆児童扶養手当の支給 ◆低所得の子育て世帯生活支援特別給付金の支給 ◆母子父子寡婦福祉資金貸付の実施 ◆ひとり親家庭医療費助成事業の実施	◆市町村等と連携した周知	◆児童扶養手当の支給 ◆低所得の子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)の支給 ・992件 ◆母子父子寡婦福祉資金貸付制度 ・貸付件数:29件(新規10、継続19) ※高知市を除く。 ◆ひとり親家庭医療費助成事業の実施	◆昨年度に引き続き、低所得の子育て世帯への経済的支援が図られた。	子ども家庭課			
22	3	経済的支援の充実	① 経済的支援の充実	ア 経済的支援制度による支援 ○ 生活福祉資金貸付制度による適正な貸付	◆県社会福祉協議会「生活福祉資金貸付事業」への相談者に対し、母子・父子・寡婦福祉資金貸付制度などを情報提供するとともに、適正な貸付を実施。	◆制度の周知	◆県社会福祉協議会において、制度の周知を行うとともに、生活福祉資金貸付制度を必要とするひとり親家庭等への貸付を実施。特例貸付により、新型コロナウイルス感染症の影響により困窮した方への貸付も実施。	◆プライバシーに配慮した適正な貸付を実施できている。引き続き、支援が必要な方に対し、制度の周知を行う。	◆高知県社会福祉協議会において、生活困窮者自立相談支援事業や市町村社会福祉協議会と連携し、生活福祉資金貸付制度に関する情報提供を行うとともに、プライバシーに配慮するなど、適正な貸付業務を行う。	◆制度の周知 ◆特例貸付を利用した世帯への継続支援	◆高知県社会福祉協議会において、生活困窮者自立相談支援事業や市町村社会福祉協議会と連携し、生活福祉資金貸付制度に関する情報提供を行うとともに、プライバシーに配慮するなど、適正な貸付業務を実施。 ◆生活福祉資金の特例貸付の償還に対し未応答の世帯については、市町村社協と連携し状況確認を実施した。また、償還免除世帯や償還困難世帯に対し、自立相談支援機関と連携し支援を実施している。	◆資金が必要な方に対し、適正に資金の貸付が実施できた。 ◆特例貸付を利用した方に対しては、関係機関と連携した継続的な状況の把握と支援が必要。	地域福祉政策課			
23	3	経済的支援の充実	① 経済的支援の充実	イ 子どもに対する支援 ○ 高等学校等就学支援金等の支給 ○ 私立中学校等修学支援実証事業の実施(R3年度まで) ○ 私立学校等授業料の減免	◆厳しい経済状況の家庭に対し経済的支援を行い、教育費の負担軽減となる ○ 私立高等学校等就学支援金事業(授業料への支援) ○ 高校生等奨学給付金事業(授業料以外の教育費への支援) ○ 私立学校授業料減免補助事業(授業料への支援) ※実証事業の終了に伴い、支援を拡充	◆私立小中学校に通う児童生徒を持つ家庭に対する更なる経済的支援	◆厳しい経済状況の家庭に対する経済的支援 ○ 私立高等学校等就学支援金事業 支払実績額 1,018,567千円(対象者4,497人) ○ 高校生等奨学給付金事業 支払実績額 66,013千円(対象者585人) ○ 私立学校授業料減免補助事業 支払実績額 129,172千円(対象者1,831人) ・全ての小中高等学校において、減免制度が実施されている。 ○ 私立学校授業料臨時特例支援事業 支払実績額 33,245千円(対象者113人) ・コロナ禍において原油価格・物価高騰に直面する生活者を支援	◆各事業ともに、対象となるすべての小中高等学校等に対し支援実績があり、制度の浸透がうかがえる。	◆厳しい経済状況の家庭に対し経済的支援を行うことで、教育費の負担軽減となる ○ 私立高等学校等就学支援金事業(授業料への支援) ○ 高校生等奨学給付金事業(授業料以外の教育費への支援) ○ 私立学校授業料減免補助事業(授業料への支援)	◆私立小中学校に通う児童生徒を持つ家庭に対する更なる経済的支援	◆厳しい経済状況の家庭に対する経済的支援 ○ 私立高等学校等就学支援金事業 支払実績額 252,671千円(1-四半期分) ○ 高校生等奨学給付金事業 8月15日第1回分申請書提出期限 ○ 私立学校授業料減免補助事業 11月27日申請書提出期限 ・全ての小中高等学校において、減免制度が実施されている。 ○ 私立学校授業料臨時特例支援事業 11月27日申請書提出期限 ・エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者を支援	◆各事業ともに、対象となるすべての小中高等学校等に対し支援実績があり、制度の浸透がうかがえる。	私学・大学支援課			
24	3	経済的支援の充実	① 経済的支援の充実	イ 子どもに対する支援 ○ 高等学校等就学支援金等の支給 ○ 無利子奨学金の貸与	◆要件を満たす希望者への支給・貸与 ◆制度の周知	◆制度について、対象者への周知徹底を更に図る必要がある	◆低所得世帯への支援 ・高知県高等学校等就学支援金支給 ・高知県高校生等奨学給付金支給 ・高知県高等学校等奨学金貸与 収入(所得)基準額へのひとり親加算 260,000円 ◆制度の周知	◆要件を満たす希望者全員への支給・貸与を実施	◆要件を満たす希望者への支給・貸与 ◆制度の周知	◆制度について、対象者への周知徹底を更に図る必要がある	◆低所得世帯への支援 ・高知県高等学校等就学支援金支給 ・高知県高校生等奨学給付金支給 ・高知県高等学校等奨学金貸与 収入(所得)基準額へのひとり親加算 260,000円 ◆制度の周知	◆要件を満たす希望者全員への支給・貸与を実施した	高等学校課			
25	3	経済的支援の充実	① 経済的支援の充実	イ 子どもに対する支援 ○ 高等学校等就学支援金等の支給	◆特別支援学校等に在籍する児童生徒の保護者へ、特別支援教育就学奨励費の支給。	◆特になし	◆特別支援学校へ在籍する児童生徒の保護者へ教育関係経費を補助 ◆707名の幼児児童生徒に対して、85,921,639円補助した。	◆特別支援学校等に在籍する児童生徒の保護者へ、特別支援教育就学奨励費の支給。	◆特別支援学校等に在籍する児童生徒の保護者へ、特別支援教育就学奨励費の支給。	◆特になし	特別支援教育課					
26	3	経済的支援の充実	交② 流養育費の確保及び面会	ア 広報・啓発活動の実施	◆支援を必要としている方に支援情報が届くよう、多様な方法による情報発信を強化する。 ・SNS等を活用したひとり親家庭支援センターの業務内容の周知	◆関係機関との連携、効果的な周知方法	◆ひとり親家庭支援センターのチラシの作成、配布 ◆「ひとり親家庭等福祉のしおり」の配布 ◆センターについて市町村広報誌等へ掲載 ◆センターホームページによる最新情報の提供(通年) ◆ひとり親家庭支援センター公式LINEによる法律相談等の情報提供(通年)	◆離婚前の方からの養育費等に関する法律相談が増加傾向にある。	◆支援を必要としている方に支援情報が確実に届くよう、多様な方法による情報発信を強化 ・SNS等を活用したひとり親家庭支援センターの業務内容の周知 ◆オーテピア高知図書館における図書連携展示によるPRの実施(12月)	◆関係機関との連携、効果的な周知方法	◆センターのチラシの作成、配布 ◆「ひとり親家庭等福祉のしおり」の配布 ◆ひとり親家庭支援センターについて市町村広報誌等へ掲載 ◆ひとり親家庭支援センターホームページによる最新情報の提供(通年) ◆ひとり親家庭支援センター公式LINEによる法律相談等の情報提供(通年)	◆離婚前の方からの養育費等に関する法律相談が多い。	子ども家庭課			

「第三次高知県ひとり親家庭等自立促進計画」(変更後)4年度事業実績及び5年度事業計画等

参考資料1

報告機関名(子ども家庭課)

管理番号	基本的な方向	具体的支援の方向	取組の内容	計画(P)		実行(D)(4年度末に更新してください)		評価(C)(4年度末に更新してください)		改善(A) / 計画(P)		実行(D)(R5.9月末)		評価(C)		担当課室又は関係機関
				R4年度実施計画	実施上の課題等	◆アウトプット(結果) インプット(投入)により、具体的に現れた形 ◆アウトカム(成果) アウトプット(結果)等を通じて生じるプラスの変化	◆弁護士相談における相談時間は短い(1回約25分)ため、効果的な実施のための事前支援等	◆弁護士による法律相談枠を増やしたことで、弁護士相談の件数が増加している。	◆弁護士による法律相談枠を増やしたことで、弁護士相談の件数が増加している。	R5年度実施計画	実施上の課題等	◆アウトプット(結果) インプット(投入)により、具体的に現れた形 ◆アウトカム(成果) アウトプット(結果)等を通じて生じるプラスの変化	◆弁護士相談について、短時間(1回約25分)でも効果的な実施となるよう事前支援等が必要	◆法律相談 法律相談利用者数:55人 (司法書士12人、弁護士43人) うち養育費に係る相談:36人	◆法律相談枠を増やしたことで、相談件数が増加	
27	3	経済的支援の充実	会② 養育費の確保及び面	イ 法律相談の充実 ◆法律相談の実施 ・弁護士による相談枠を拡大(R3:月4枠→R4:月8枠) ・希望者にはオンラインにより実施 ◆センター相談員の養育費に関する研修会への参加	◆弁護士相談における相談時間は短い(1回約25分)ため、効果的な実施のための事前支援等	◆法律相談 法律相談利用者数:105人 (司法書士45人、弁護士60人) うち養育費に係る相談:53人 ◆希望者に対してオンラインによる相談を実施 ◆母子家庭等就業・自立支援センター職員研修会及び養育費相談支援に関する四国ブロック研修会への参加(11/28Web開催、センター職員2名参加)	◆弁護士による法律相談枠を増やしたことで、弁護士相談の件数が増加している。	◆弁護士による法律相談枠を増やしたことで、弁護士相談の件数が増加している。	◆法律相談の実施 希望者にはオンラインにより実施 ◆センター相談員の養育費に関する研修会への参加	◆弁護士相談について、短時間(1回約25分)でも効果的な実施となるよう事前支援等が必要	◆法律相談 法律相談利用者数:55人 (司法書士12人、弁護士43人) うち養育費に係る相談:36人	◆法律相談枠を増やしたことで、相談件数が増加	子ども家庭課			
28	4	日常生活支援の充実	① 保育・子育て支援の充実	ア 保育サービス等の充実 ○保育所等優先的利用の推進 ○保育サービス等の充実 ○保育料の軽減 ◆保育サービス等の充実 ・延長保育(地域型保育等を含む) 14市町村143か所 ・休日保育(地域型保育等を含む) 3市9か所 ・一時預かり 25市町村110か所 ・病児保育 9市町村21か所	・さらなる保育サービスの充実に向けては、人材の確保が課題	◆補助金による財政支援 ・事業実施に必要な人材の育成 子育て支援員研修基本研修(6月~7月) 修了者210名 家庭的保育者認定研修(6月~)	・引き続き財政支援とともに、事業実施に必要な人材育成に取り組む。	◆保育サービス等の充実 ・延長保育(地域型保育等を含む) 14市町村135か所 ・休日保育(地域型保育等を含む) 4市10か所 ・一時預かり 26市町村111か所 ・病児保育 9市町村22か所	・さらなる保育サービスの充実に向けては、人材の確保が課題	◆補助金による財政支援 国費の交付決定は11月の見込み ・事業実施に必要な人材の育成 子育て支援員研修基本研修(6月) 修了者98名 家庭的保育者認定研修(6月~)	保護者のニーズに応じたサービスの提供を継続して支援する。 (補助金による財政支援、保育士等の人材確保と人材育成)	幼保支援課				
29	4	日常生活支援の充実	① 保育・子育て支援の充実	イ 子育てや生活面での支援体制の整備 ○子育て短期支援事業(トワイライトステイ、ショートステイ)の推進 ◆里親家庭の確保及び里親委託促進のための里親制度に関する広報啓発活動の推進 ◆事業を行っていない市町村に対して助言・働きかけ	◆地域により里親が少ない状況があるため、子育て短期支援事業を実施する際に、近隣に里親がいない場合があり、今後も里親希望者の開拓が必要。	◆ホームページにおいて里親制度や各行事などに関する広報の実施 ◆民生委員や住民向けに里親制度の説明会等の実施(10回) ◆パネル展の開催(5回)	◆里親制度の広報や説明会等の開催により、里親希望の相談につながっている。 ◆里親登録件数は増加しており、引き続き、子育て短期支援事業での里親の活用を市町村に働きかける必要がある。	◆里親制度の広報や説明会等の開催により、里親希望の相談につながっている。 ◆里親登録件数は増加しており、引き続き、子育て短期支援事業での里親の活用を市町村に働きかける必要がある。	◆里親家庭の確保及び里親委託促進のため、市町村窓口への制度周知及び県民対象の里親制度に関する広報啓発活動の推進 ◆事業を行っていない市町村に対して助言・働きかけ	◆地域により里親が少ない状況があるため、子育て短期支援事業を実施する際に、近隣に里親がいない場合があり、今後も里親希望者の開拓が必要。	◆市町村窓口へ向向き里親制度の説明と広報活動への協力依頼(13/34市町村) ◆住民向けの里親制度の説明会実施(2回) ◆パネル展の開催(5回)	◆里親制度の広報や説明会等と広報活動により、里親希望の相談・申請につながっている。 ◆里親登録件数は増加しており、引き続き、子育て短期支援事業での里親の活用を市町村に働きかける必要がある。	子ども家庭課			
30	4	日常生活支援の充実	① 保育・子育て支援の充実	イ 子育てや生活面での支援体制の整備 ○放課後児童クラブ等の充実 ○放課後児童クラブの優先的利用等の推進 ◆新・放課後子ども総合プラン推進事業(放課後子ども教室、放課後児童クラブ) ①運営費等補助(うち高知市) ※小学校のみ 放課後子ども教室 142(41) 放課後児童クラブ 186(90) 計 328(131)カ所 ②放課後児童クラブ施設整備への助成 2市2カ所(計画) ◆地域学校協働本部事業 ①運営費等補助 34市町村208本部274校12園 ②高知県版地域学校協働本部 34市町村252校2保育所	◆新・放課後子ども総合プラン推進事業(子ども教室、児童クラブ) ・市町村が待機児童や国施設基準等への対応ができるよう、運営補助や施設整備の活用を促進や助言が必要。	◆新・放課後子ども総合プラン推進事業(子ども教室、児童クラブ) ①運営費等補助(うち高知市) ※小学校のみ 放課後子ども教室 142(41) 放課後児童クラブ 186(90) 計 328(131)カ所 ②放課後児童クラブ施設整備への助成 2市2カ所	◆新・放課後子ども総合プラン推進事業(子ども教室、児童クラブ) ・全小学校区の97.3%に新・放課後子ども総合プランに基づく放課後子ども教室又は放課後児童クラブが設置された。 ・待機児童等の解消に向け、新たな放課後児童クラブの整備に対する支援を行っている。	◆新・放課後子ども総合プラン推進事業(子ども教室、児童クラブ) ①運営費等補助(うち高知市) ※小学校のみ 子ども教室 144(41) 児童クラブ 186(90) 計 330(131)カ所 ②放課後児童クラブ施設整備への助成 3市町5カ所	◆新・放課後子ども総合プラン推進事業(子ども教室、児童クラブ) ・市町村が待機児童や国施設基準等への対応ができるよう、運営補助や施設整備の活用を促進や助言が必要。	◆新・放課後子ども総合プラン推進事業(子ども教室、児童クラブ) ①運営費等補助(うち高知市) ※小学校のみ 放課後子ども教室 144(41) 放課後児童クラブ 186(90) 計 330(131)カ所 ②放課後児童クラブ施設整備への助成 2市町4カ所	◆新・放課後子ども総合プラン推進事業(子ども教室、児童クラブ) ・全小学校区の97.3%に新・放課後子ども総合プランに基づく放課後子ども教室又は放課後児童クラブが設置された。 ・待機児童等の解消に向け、新たな放課後児童クラブの整備に対する支援を行っていく。	生涯学習課				

「第三次高知県ひとり親家庭等自立促進計画」(変更後)4年度事業実績及び5年度事業計画等

参考資料1

報告機関名(子ども家庭課)

管理番号	基本的な方向	具体的支援の方向	取組の内容	計画(P)		実行(D)(4年度末に更新してください)	評価(C)(4年度末に更新してください)	改善(A) / 計画(P)		実行(D)(R5.9月末)	評価(C)	担当課室又は関係機関				
				R4年度実施計画	実施上の課題等			R5年度実施計画	実施上の課題等							
31	4 日常生活支援の充実	① 保育・子育て支援の充実	イ 子育てや生活面での支援体制の整備 ○ 地域子育て支援センター等の拡充	①地域子育て支援センター等、地域での交流の場や相談への支援の充実  (量の確保) ▶子育て支援サービスの認知度向上に向けたデジタルプロモーションの実施(動画やSNSを活用した若い世代への広報活動) ▶妊娠・出産・子育て応援サイト「こうちブレネット」のリニューアル ▶子ども・子育て支援交付金を活用した運営費補助 ▶高知県地域子育て支援センター等機能強化事業費補助金を活用した小規模拠点の運営費補助  (質の確保) ◆人材育成 ▶子育て支援員フォローアップ研修及び現任研修(地域子育て支援拠点事業) ▶地域子育て支援センター施設長・市町村職員向け研修 ▶子育て支援員現場体験実習(地域子育て支援拠点事業) ▶子育て支援員研修(地域子育て支援拠点事業・利用専門家支援事業(基本型)) ▶子育て支援員フォローアップ研修及び現任研修(利用者支援事業(基本型))  ◆機能強化 ▶高知県地域子育て支援センター等機能強化事業費補助金の活用(高知版ネウボラの推進) ▶ネウボラ推進事業 ▶市町村合同ヒアリングの実施 ▶市町村担当課長会の実施(ヒアリングのフィードバック)	◆各市町村の子育て支援の取組は年々充実しているが、子育ての安心感はまだ十分に実感されておらず、子育て支援サービスの認知度を高める取組が必要 ◆子育て家庭のニーズに応じた相談支援や情報提供等適切な支援を行う子育て支援者の育成が必要	▶アウトプット(結果) インプット(投入)により、具体的に現れた形 ▶アウトカム(成果) アウトプット(結果)等を通じて生じるプラスの変化	◆実施後の分析、検証	◆利用者減少によりR4.3月末に1センター廃止となったが、R4.4月に高知市及び大豊町で新たに地域子育て支援センターが開設されたため、設置数は1増となっている。  ◆今年度は子育て支援員専門研修(地域子育て支援拠点事業)の申込者が昨年度の3倍近くの人数(認定者:84人)となり、研修会を2回実施することとした。(研修の申込者が増加した要因としては、今年度の子育て支援員基本研修の募集を、幼保支援課がインスタグラム等SNSを活用し広報したことによるもの)	①地域子育て支援センター等、地域での交流の場や相談への支援の充実(量の確保) ▶子育て支援サービスの認知度向上に向けたデジタルプロモーションの実施(動画やSNSを活用した若い世代への広報活動) ▶10月にリリース予定の高知家子育て応援パスポートアプリを活用し、地域子育て支援センターから子育て家庭(アプリユーザー)に情報発信を行い利用促進を図る ▶子ども・子育て支援交付金を活用した運営費補助 ▶高知県母子保健・子育て支援総合交付金を活用した小規模拠点の運営費補助(質の確保) ◆人材育成 ▶子育て支援員フォローアップ研修及び現任研修・専門研修(地域子育て支援拠点事業・利用者支援事業) ▶地域子育て支援センター施設長・市町村職員向け研修 ▶子育て支援員現場体験実習(地域子育て支援拠点事業) ◆機能強化 ▶高知県母子保健・子育て支援総合交付金の活用した小規模拠点機能強化アドバイザー派遣によるコンサルテーション及び研修・交流会の実施	◆各市町村の子育て支援の取組は年々充実しているが、子育ての安心感はまだ十分に実感されておらず、子育て支援サービスの認知度を高める取組が必要 ◆高知家子育て応援パスポートアプリを活用した情報発信の強化や利便性の向上によりセンターの利用促進を図る ◆子育て家庭のニーズに応じた相談支援や情報提供等適切な支援を行う子育て支援者の育成が必要	(量の確保) ▶設置状況 25市町村1広域連合50か所 ▶地域子育て支援拠点運営に対する補助 ▶地域子育て支援事業費補助金活用(20市町村) ▶地域子育て支援センター等機能強化事業費補助金活用 :12市町1広域連合  (質の確保) ◆人材育成 ▶子育て支援員フォローアップ研修及び現任研修(地域子育て支援拠点事業):10月25日 23名、12月2日 18名 ▶子育て支援員専門研修(地域子育て支援拠点事業):8月27日 52名受講し52名認定 :1月21日 32名受講し32名認定 ▶地域子育て支援センター施設長研修:7月15日 25名 ◆機能強化 ▶高知県地域子育て支援センター等機能強化事業費補助金の活用(再掲)  (高知版ネウボラの推進) ▶市町村合同ヒアリング(6月~11月):34市町村1広域連合 ▶市町村担当課長会の実施(ヒアリングのフィードバック) 11月10日:29市町村1広域連合参加	◆実施後の分析、検証	◆アウトプット(結果) インプット(投入)により、具体的に現れた形 ▶アウトカム(成果) アウトプット(結果)等を通じて生じるプラスの変化	◆実施後の分析、検証	◆地域子育て支援センターの設置数は横R4年度と同じ状況。(3センター利用者減少のため休止中)  ◆地域子育て支援センターにおける敷居の低い相談体制の構築や、地域ボランティアによる住民参加型の子育て支援の取組を実施しているセンターはまだまだ少ない。	子育て支援課
32	4 日常生活支援の充実	① 保育・子育て支援の充実	イ 子育てや生活面での支援体制の整備 ○ ファミリーサポートセンターの設置の促進	◆ファミリーサポートセンターの開設準備、設置・運営への支援 ◆会員の増加に向けた市町村講習実施への支援及び研修の実施 ◆制度の周知に向けた各種広報媒体によるセンターのPR	◆会員の確保が困難(特に開設から年数が経過しているセンターでは増加数が少ない) ◆制度の認知度がまだ低く、更なる周知が必要である	◆市町村への訪問・電話等による設置検討支援(2市2町) ◆子育て支援員研修の実施(9/10:47人受講41人認定) ◆冊子、リーフレットの配布(随時) ◆ラジオでの広報(2回) ◆新聞広告(1回) ◆広報動画(CM用)作成、放送(シネアド12月) ◆チラシ作成・配布	提供会員:977人	◆ファミリーサポートセンターの開設準備、設置・運営への支援 ◆会員の増加に向けた市町村講習実施への支援及び子育て支援員専門研修の実施 ◆制度の周知に向けた各種広報媒体によるセンターのPR	◆会員の確保が困難(特に開設から年数が経過しているセンターでは増加数が少ない) ◆新規開設市町村に対する支援と市町村の事業への理解を深める必要がある ◆気軽に利用できる家事支援の仕組みが必要	◆新規開設市への取組支援(土佐市)及び市町村訪問による開設に向けた現状確認の実施。(室戸市、本山町、宿毛市、黒潮町、中土佐町) ◆SNS広告(YouTube、Instagram)によるプロモーションの実施(6月~2月) ◆子育て支援員専門研修の実施(9/2:28人受講)(成果) ◆10月1日とさしファミリーサポートセンター「おひさま」開設 ◆提供会員数1,012人(R5.9末時点)	◆今年度新たに土佐市で開設し、ファミサボ事業実施市町は14市町となった。また、R6年度に室戸市でも開設する予定で、徐々に開設市町村が増えてきている。 ◆提供会員数も少しずつ増えてきている。	子育て支援課				
33	4 日常生活支援の充実	① 保育・子育て支援の充実	イ 子育てや生活面での支援体制の整備 ○ 子どもの居場所づくりへの支援	◆子ども食堂の立ち上げ及び定期的な開催への支援 ▶子ども食堂支援事業費補助金による開設・運営への支援(広報経費や行事食の提供などの支援など補助メニューの拡充) ▶子ども食堂取組事例紹介シンポジウムの開催(1回) ▶子どもの居場所づくりネットワーク会議の開催(4回) ▶未開設地域に所在するあつたかふれ合いセンターでの子ども食堂実施への働きかけ ◆支援が必要な子どもを地域の支援機関へつなげる取組 ▶子ども食堂とスクールソーシャルワーカーや市町村・市町村社協など地域の支援機関との情報交換会の開催(4回) ◆見守り機能の充実や家庭の教育力の向上につなげる取組 ▶スタッフ養成講座(衛生管理、子育て支援に関する講座)の開催(4回) ▶補助金のメニューで子育て・学習支援経費を補助	◆未開設地域での立ち上げと定期的な開催を増やす ▶子ども食堂と地域の支援機関との関係づくり ▶子ども食堂の活動を「見守り機能の充実」や「家庭の教育力の向上」につなげる	◆子ども食堂設置数 ▶23市町102箇所(R4新規開設数12箇所) ◆子ども食堂補助金交付決定44件 ▶子ども食堂ネットワーク会議&スタッフ養成講座の開催(4箇所69人) ◆子ども食堂シンポジウムの開催(80人) ▶子ども食堂が学校、行政、社協等地域の関係機関と多様な形で繋がることの重要性の意識共有が図られた	子ども食堂を県全域に設置するとともに、子どもや保護者の居場所に止まらず、困っている方の声を聞き、受け止め、必要な支援機関につなぐ「見守り支援」機能を充実することが必要	◆子ども食堂の立ち上げ及び定期的な開催への支援 ▶子ども食堂支援事業費補助金による開設・運営への支援(運営経費補助額の上乗せ) ▶子ども食堂シンポジウムの開催(1回) ▶子どもの居場所づくりネットワーク会議の開催(4回) ◆未開設地域に所在するあつたかふれ合いセンター、社会福祉協議会での子ども食堂開設に向けた活動支援 ◆支援が必要な子どもを地域の支援機関へつなげる取組 ▶子ども食堂とスクールソーシャルワーカーや市町村・市町村社協など地域の支援機関との情報交換会の開催(4回) ◆見守り機能の充実や家庭の教育力の向上につなげる取組 ▶スタッフ養成講座(衛生管理、気づいてつなぐ高知家地域共生社会研修)の開催(4回)	◆未開設地域での立ち上げと定期的な開催を増やす ▶子ども食堂と地域の支援機関との関係づくり ▶子ども食堂の活動を「見守り機能の充実」や「家庭の教育力の向上」につなげる	◆子ども食堂設置数 ▶23市町102箇所(R5新規開設数4箇所) ◆子ども食堂補助金交付決定50件 ▶子ども食堂ネットワーク会議&スタッフ養成講座(衛生管理、気づいてつなぐ高知家地域共生社会研修)の開催(4箇所72人)	子ども食堂未開設地域への設置を促進するとともに、子どもや保護者の居場所に止まらず、困っている方の声を聞き、受け止め、必要な支援機関につなぐ「見守り支援」機能を充実することが必要	子ども家庭課				

「第三次高知県ひとり親家庭等自立促進計画」(変更後)4年度事業実績及び5年度事業計画等

参考資料1

報告機関名(子ども家庭課)

管理番号	基本的な方向	具体的支援の方向	取組の内容	計画(P)		実行(D)(4年度末に更新してください)		評価(C)(4年度末に更新してください)		改善(A) / 計画(P)		実行(D)(R5.9月末)		評価(C)		担当課室又は関係機関		
				R4年度実施計画	実施上の課題等	R4年度実施計画	実施上の課題等	実施後の分析、検証	実施後の分析、検証	R5年度実施計画	実施上の課題等	R5年度実施計画	実施上の課題等	実施後の分析、検証	実施後の分析、検証			
34	4 日常生活支援の充実	① 保育・子育て支援の充実	イ 子育てや生活面での支援体制の整備 ○ 学習支援事業の実施	◆放課後等学習支援員配置状況 (計画) ・32市町村、1学校組合 ・小学校 133校 230名 ・中学校 72校 184名	◆中山間地域においては、地域内での人材確保が難しく、交通手段や距離的な問題から地域外からの人材確保も見込めないケースがある。  ◆1人1台端末の整備が進むなかで、放課後等学習支援においても学習支援プラットフォームに掲載している単元テスト等のデジタル教材の活用を促進していく必要がある。	◆放課後等学習支援員配置状況 (当初) ・32市町村、1学校組合 ・小学校 127校 273名 ・中学校 71校 208名	◆年に2回、執行見込額調査を行い、減額または増額交付決定をすることで、補助金を有効に活用できた。	◆放課後等学習支援員配置状況 (計画) ・32市町村、1学校組合 ・小学校 135校 246名 ・中学校 76校 189名	◆中山間地域においては、地域内での人材確保が難しく、交通手段や距離的な問題から地域外からの人材確保も見込めないケースがある。  ◆1人1台端末の整備が進むなかで、放課後等学習支援においても学習支援プラットフォームに掲載している単元テスト等のデジタル教材の活用を促進していく必要がある。	◆放課後等学習支援員配置状況 (当初) ・32市町村、1学校組合 ・小学校 130校 238名 ・中学校 76校 175名	◆放課後等学習支援員配置状況 (計画) ・32市町村、1学校組合 ・小学校 135校 246名 ・中学校 76校 189名	◆放課後等学習支援員配置状況 (当初) ・32市町村、1学校組合 ・小学校 130校 238名 ・中学校 76校 175名	◆放課後等学習支援員配置状況 (計画) ・32市町村、1学校組合 ・小学校 135校 246名 ・中学校 76校 189名	◆放課後等学習支援員配置状況 (当初) ・32市町村、1学校組合 ・小学校 130校 238名 ・中学校 76校 175名	◆放課後等学習支援員配置状況 (計画) ・32市町村、1学校組合 ・小学校 135校 246名 ・中学校 76校 189名	◆放課後等学習支援員配置状況 (当初) ・32市町村、1学校組合 ・小学校 130校 238名 ・中学校 76校 175名	小中学校課	
35	4 日常生活支援の充実	① 保育・子育て支援の充実	イ 子育てや生活面での支援体制の整備 ○ 学習支援事業の実施	・働き方改革、新型コロナウイルス感染症対策等の喫緊の課題等への対応や各校の本事業へのニーズ等を考慮し、全ての県立高等学校及び県立中学校を対象として事業を実施。 ・令和4年度予算の時間数5,144時間(令和3年度予算より500時間増)	・地域内で学習支援員を確保することができず、必要とされる人数の配置や時間数の確保ができない場合がある。 ・生徒の実態等により、1校当たりの上限以上の実施を希望する学校があり、その対応が必要である。	・県立高等学校29校にのべ81名、県立中学校5校に7名をそれぞれ配置した。 ・支援員の配置を希望する学校への配置率:100% ・生徒の実態等により、1校当たりの当初の上限を超えて実施を希望する学校に対して、予算の範囲内で追加の配置を実施した。 ・学習支援員の実施する放課後補習や授業中のチームティーチング指導によるきめ細かな対応が、基礎学力定着及び学力向上の一助となっている。	・学習支援員事業のさらなる充実のため、継続的に課題や各校の要望等を整理する必要がある。 ・学習支援員確保の仕組みづくりと学習支援員の指導力向上の仕組みづくりが必要である。(大学生支援員確保の方策と教員免許を持つ人材の有効活用の方策の検討。) ・放課後補習等におけるデジタル教材の効果的な活用についての検討が必要である。	・各校の本事業へのニーズ等を考慮し、全ての県立高等学校及び県立中学校を対象として事業を実施。 ・令和5年度予算の時間数4,730時間(令和4年度予算より414時間減)	・地域内で学習支援員を確保することができず、必要とされる人数の配置や時間数の確保ができない場合がある。 ・生徒の実態等により、1校当たりの上限以上の実施を希望する学校があり、その対応が必要である。	・県立高等学校30校にのべ77名、県立中学校4校に8名をそれぞれ配置した。 ・支援員の配置を希望する学校への配置率:100% ・生徒の実態等により、1校当たりの当初の上限を超えて実施を希望する学校に対して、予算の範囲内で追加の配置を実施した。 ・学習支援員の実施する放課後補習や授業中のチームティーチング指導によるきめ細かな対応が、基礎学力定着及び学力向上の一助となっている。	・県立高等学校及び県立中学校を対象として事業を実施。 ・令和5年度予算の時間数4,730時間(令和4年度予算より414時間減)	・地域内で学習支援員を確保することができず、必要とされる人数の配置や時間数の確保ができない場合がある。 ・生徒の実態等により、1校当たりの上限以上の実施を希望する学校があり、その対応が必要である。	・県立高等学校30校にのべ77名、県立中学校4校に8名をそれぞれ配置した。 ・支援員の配置を希望する学校への配置率:100% ・生徒の実態等により、1校当たりの当初の上限を超えて実施を希望する学校に対して、予算の範囲内で追加の配置を実施した。 ・学習支援員の実施する放課後補習や授業中のチームティーチング指導によるきめ細かな対応が、基礎学力定着及び学力向上の一助となっている。	・学習支援員事業のさらなる充実のため、継続的に課題や各校の要望等を整理する必要がある。 ・学習支援員確保と学習支援員の指導力向上の仕組みづくりが必要である。(大学生支援員確保の方策と教員免許を持つ人材の有効活用の方策の検討。) ・継続して、放課後補習等におけるデジタル教材の効果的な活用についての検討が必要である。	高等学校課			
36	4 日常生活支援の充実	① 保育・子育て支援の充実	イ 子育てや生活面での支援体制の整備 ○ 母子生活支援施設の支援機能の充実	(ちぐさ) ・複雑で複合的な課題を有する母子世帯への自立支援体制の整備 ・相談員研修参加(20回以上) ・利用者の法テラス、ハローワーク等専門機関への引率、紹介の充実 ・個別対応職員による被虐待児童及び母親への生活面での1対1の対応 ・心理療法回数・手法の充実	(ちぐさ) ・社会福祉士や精神保健福祉士等の募集を定期的に行っているが応募者は極めて少なく専門的人材が不足している。	(ちぐさ) ・入所世帯及び人数 22世帯55名 ・外部スーパーバイザーの配置 ・主任配置によるチーム支援体制の導入 ・相談員研修参加 15回 ・ハローワーク等就労支援機関への同行(※独自求職活動者を含めた新規就労者7名) 4名 ・心理療法相談回数 251回	(ちぐさ) ・外部スーパーバイザーの配置や関係機関とのケースカンファレンスの積極的な実施により、従前より専門的かつ多角的な支援や助言に繋がることができている。 ・福祉事務所と連携した就労支援を強化した結果、就労支援機関への同行者数や新規就労者数が増加した。	(ちぐさ) ・複雑で複合的な課題を有する母子世帯への自立支援体制の整備 ・相談員研修参加(20回以上) ・利用者の法テラス、ハローワーク等専門機関への引率、紹介の充実 ・個別対応職員による被虐待児童及び母親への生活面での1対1の対応 ・心理療法回数・手法の充実(ちぐさ)	(ちぐさ) ・社会福祉士や精神保健福祉士等の募集を定期的に行っているが応募者は極めて少なく専門的人材が不足している。 ・措置費収入が入所者数に運動し不安定であるため、人材確保の見通しが立っていない。	(ちぐさ) ・入所世帯及び人数 24世帯60名 ・各世帯への支援についてPDCAを導入し自己評価等を実施 ・標準的支援マニュアルを新たに策定 ・相談員研修参加 6回 ・ハローワーク等就労支援機関への同行 3名 (※独自求職活動者を含めた新規就労者5名) ・心理療法相談回数 208回	(ちぐさ) ・DVや虐待の連鎖を解消するために助産師や関係機関の協力を得、性教育の実施を継続する。 ・入所者の対するケース会や支援会等に積極的に参加する事により関係機関との情報や支援制度の活用により、入所者の自立に繋がる支援に努める。	(安芸和光寮) ・DVや虐待、貧困、精神的疾患等多様化する中で入所事由や入所者のニーズも多様化している中で限られた職員が関係機関とどのように協働し支援を組み立てていくか。	(安芸和光寮) ・入所世帯 7世帯21名 ・心理療法 115回 ・相談員研修参加 1回	(安芸和光寮) ・高知県思春期相談センターの協力により、入所中の親子全体研修及び個別支援を実施し、虐待の連鎖解消に向けた取り組みを実施した。	(安芸和光寮) ・思春期相談センターや安芸市の保健師等の協力によりDVや虐待の連鎖を解消するための研修を継続する。 ・ケース会や支援会等に積極的に参加する事により関係機関との情報や支援制度の活用により、入所者の自立に繋がる支援に努める。	(安芸和光寮) ・DVや虐待を解消する研修を継続する為、対象者全員の参加を目指す。 ・ケース会や支援会等における個人情報取扱いに関する配慮のあり方。	(安芸和光寮) ・研修を通じて、友達との距離感に悩んでいた子供が、関係の取り方について学ぶことが出来ていた。 ・ケース会等を通じて、子供の進路について教育機関との連携が深まってきた。	子ども家庭課
37	4 日常生活支援の充実	② 住宅確保のための支援	ア 住居を確保するための取組 ○ 公営住宅への入居について優遇措置の実施 ○ 民間賃貸住宅への入居支援	◆引き続き、入居者の選考において、当選率を高める優遇措置を講じていく。	◆原則公募であり、募集戸数に限りがあること、利便性の高い団地に応募が集中していること、高齢者、障害者世帯等にも優遇措置を講じていることから、ひとり親世帯全ての入居希望にこたえることができない。	令和4年度県営住宅募集結果 第1回(R4.5)、第2回(R4.8)、第3回(R4.11)、第4回(R5.2) ひとり親世帯応募者数 158世帯 同当選者数 31世帯 当選倍率 5.1倍	県営住宅への入居を希望するひとり親世帯への需要があることから、今後とも、制度の周知を図り、ひとり親世帯への支援を行っていく。	◆引き続き、入居者の選考において、当選率を高める優遇措置を講じていく。	◆原則公募であり、募集戸数に限りがあること、利便性の高い団地に応募が集中していること、高齢者、障害者世帯等にも優遇措置を講じていることから、ひとり親世帯全ての入居希望にこたえることができない。	令和5年度県営住宅募集結果 第1回(R5.5)、第2回(R5.8) ひとり親世帯応募者数 52世帯 同当選者数 11世帯 当選倍率 4.7倍	県営住宅への入居を希望するひとり親世帯への需要があることから、今後とも、制度の周知を図り、ひとり親世帯への支援を行っていく。	住宅課						
38	実4 日常生活支援の充実	② 住宅確保のための支援	ア 住居を確保するための取組 ○ 母子父子寡婦福祉資金貸付制度(住宅資金・転宅資金)	◆住宅の確保、維持や転居などに必要な資金の貸付を行う。	◆制度の内容の周知を引き続き関係機関と連携しながら行うとともに、制度の目的(ひとり親家庭等の自立と児童の健全な育成を支援する)についても十分に周知する必要がある。	◆母子父子寡婦福祉資金貸付制度(住宅資金・転宅資金) ・貸付件数:住宅資金0件(高知市を除く) ・転宅資金1件(高知市を除く)	◆転宅資金の相談が増加傾向にある。	◆住宅の確保、維持や転居などに必要な資金の貸付を実施	◆制度の内容だけでなく制度の目的(ひとり親家庭等の自立と児童の健全な育成を支援する)についても十分に周知が必要	◆母子父子寡婦福祉資金貸付制度(住宅資金)貸付件数:0件(高知市を除く) ・(転宅資金)貸付件数:3件(高知市を除く)	◆転宅資金の貸付件数が増加傾向にある。	子ども家庭課						